

湖南省建設工事請負業者の格付けおよび選定基準について

【基本的事項】

(1) 格付けの対象となる業者は、「土木一式」および「水道施設」の業種で建設業法第3条の規定により許可を受け、入札参加資格審査申請をした建設業者とする。

(2) 建設工事請負業者の格付けについては、各業種の客観的査定要素である「経営事項審査総合評点」および有資格技術者基準に基づき決定する。

ただし、参加希望工事に対応する複数の許可業種で経営事項審査を受けている場合は、最も高い業種の総合評点を客観点数とする。

なお、各業種の各号級の決定は、それぞれの客観的査定要素（「経営事項審査総合評点」）および技術者基準のどちらも満たすことを条件とする。

主観的要素については、国際標準化機構が定めたISO9001、14001の認証を取得している業者については各15点、エコアクション21に登録・認証している場合は10点、湖南省と防災協定を締結している場合は10点、湖南省消防団員雇用の場合は5点をそれぞれ加点する。

また、前年度において入札参加停止の措置を受けた業者については10点、請負業者として、不誠実であると認められるときは5点、人権研修不参加の業者については5点をそれぞれ減点する。

(3) 上記の規定にかかわらず新規に参加登録した者は、最下号級に格付けし、要件を満たせば2年目に1ランクアップすることができ、3年目に本来のランクに格付する。

ただし、1年間指名登録せずに復帰した場合は、1年間に限り当該年度の「格付け基準」に基づき決定する。

(4) 年度途中において、有資格技術者を増減した場合は、速やかに届けをすることとする。
この場合、技術者の増員については、年度途中の格付変更は行わないが減員については、その段階での発注要件を考慮し決定する。

(5) 入札参加資格業者の格付け基準については、必要に応じて毎年度見直すこととする。
なお、当該年度の格付有効期間は、翌年度の契約審査会において格付決定がされる日までとする。

(6) 公共工事の円滑な推進や、建設業者の受注機会の確保を図るため、上記の選定基準以外に、技術者数や経営状態からみた業者の工事施工能力や手持ち工事量等の適正化を図る観点から発注要件を決定することがある。

また、特に緊急を要する工事および特殊な技術または機械等を必要とする工事にあっては、格付け区分にかかわらず特別に発注することがある。

(7) 業者選定にあたっては、経営事項審査の総合評点およびその他の必要な報告があった場合は、その内容について、その都度契約審査会において協議し、必要に応じて選定から除外することがある。

(8) 市内業者を「本社」と「営業所」とに区分することとし、「本社」を優先した入札を行うことがある。ここでいう「本社」とは主たる事業所のことを指し、それ以外の支社、支店等については「営業所」とする。

(9) 手持ち工事件数は、各業者による有資格技術者数以内であること。(コリンズにおいて確認します)

(10) 登録業種については、工事と測量・建設コンサルどちらかにしか登録出来ないこととする。

(11) 入札に参加しようとする者の間に、親会社と子会社、親会社を同じくする子会社同士、一方の会社の役員が他方の会社の役員もしくは管財人を現に兼ねている事業所の場合、従来どおり両者同じ業種に登録は可能であるが、同時に入札参加は認められない。(同時に指名を受けた場合は、どちらか一方が辞退すること。)

(12) 成績評定を実施し、今後成績結果を格付けや入札参加資格等に反映させる予定としている。(成績評定は書類等も含まれるため、指定された書類等については、必ず定められた期限までに提出をしてください。)

《市内業者の活用についてのお願い》

市内業者の受注機会や資材調達の拡大のため、下請業者や資材の調達はできる限り市内業者を活用していただきますようお願いいたします。